

優先評価化学物質の指定根拠外項目の評価（スクリーニング評価に準じた評価）の進め方及び評価結果

1. 目的

スクリーニング評価は、一般化学物質ごとに「人健康影響」と「生態影響」に係る2通りで行うこととしているため、以下の3通りの優先評価化学物質が存在する。

- ①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質
- ③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質

その結果、「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「人健康影響」のリスク評価のみが進められ、同様に「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質については、「生態影響」のリスク評価のみが進められている。

しかし、優先評価化学物質の指定根拠ではない項目についても、リスクがないとは認められないかどうかを評価することが必要である。

そこで、①と②の優先評価化学物質の指定根拠でない項目については、毎年度、最新の有害性クラス及び暴露クラスを用いて、スクリーニング評価に準じた評価を実施し、優先評価化学物質として指定することとした場合には、優先評価化学物質の指定根拠に追加することとする。

(参考) 優先評価化学物質の指定状況 (令和5年11月17日現在)

①「人健康影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	82物質
②「生態影響」のみが指定根拠の優先評価化学物質	98物質
③「人健康影響」と「生態影響」の両方が指定根拠の優先評価化学物質	38物質
優先評価化学物質の合計	218物質

2. 評価方法

一般化学物質と同様に、事業者からの届出情報（製造・輸入・出荷数量、用途）から推計した排出量に基づく暴露クラスと、収集された有害性情報に基づく有害性クラスのマトリックス（以下「優先度マトリックス」という。）において、有害性及び暴露の程度が大きく優先度が「高」に区分される物質や、優先度が「中」に区分される物質のうち、専門家による詳細評価に基づき必要性が認められた物質について、優先評価化学物質として指定することとする。

30 **評価の実施対象**

31 令和4年度に優先評価化学物質としての届出がされた物質のうち、「人健康
32 影響」のみ、あるいは、「生態影響」のみが指定根拠となっているもの。優先
33 評価化学物質への指定時期との関係で、令和4年度に一般化学物質としての
34 届出がされた物質については、優先評価化学物質としての数量が把握できな
35 いため対象外とする。

36 **暴露クラスの算出方法**

37 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

38 **有害性クラスの算出方法**

39 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ算出方法とする。

40 **優先度マトリックス**

41 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ優先度マトリックスを用いる。

42 **専門家による選定方法**

43 一般化学物質のスクリーニング評価と同じ選定方法とする。
44

45 **3. 優先評価化学物質の評価結果**

46 2. の評価方法に沿って評価を実施した結果、人健康影響に関しては、専門家
47 による詳細評価が必要な物質（「有害性評価値が非常に低い（0.0005 以下）の物
48 質」）として優先度「中」のりん酸トリトリルが優先評価化学物質として指定す
49 ることが適当と考えられるⁱが、生態影響に関しては、優先評価化学物質として
50 指定することが適当と考えられる物質はなかった。

51 優先評価化学物質の評価結果については以下のとおり。

52 指定済みの優先評価化学物質への暴露クラス付与結果 : 資料2-4-2

53 人健康影響に関する優先度付与結果 : 資料2-4-3

54 生態影響に関する優先度付与結果 : 資料2-4-4

55 指定済み優先評価化学物質のPRTR 排出量による暴露クラスの見直し

56 : 資料2-4-5

57 指定済みの優先評価化学物質の環境中濃度による詳細評価 : 資料2-4-6
58

ⁱ 資料2-2-4参照